

令和元年度答申第17号
令和元年6月11日

諮問番号 平成30年度諮問第88号（平成31年3月4日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 限定自動車検査証の交付等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、自身が使用する軽自動車（以下「本件車両」という。）について、自動車検査証の有効期間の満了後も使用しようとして、軽自動車検査協会（以下「処分庁」という。）による継続検査を受けたところ、処分庁が、本件車両は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しないとして、当該自動車検査証を返付せず、限定自動車検査証を交付した（以下、自動車検査証を返付せず、限定自動車検査証を交付したことを「本件処分」という。）ことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）では、自動車は、国土交通大臣の行う新規検査を受け、当該自動車が保安基準に適合しているとして、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならないとしている（同法58条、60条）。

自動車検査証には用途に応じて有効期間が設定されており（道路運送車両法61条）、当該自動車の使用者は、有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出して、同大臣の行う継続検査を受けなければならない（同法62条1項）、その結果、同大臣が、自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、当該自動車の使用者に返付され、適合しないと認めるときは、当該自動車検査証は返付されない（同条2項）。そして、保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証が使用者に交付される（同法71条の2第1項）、限定自動車検査証（有効期間は15日間）の交付を受けている自動車については、保安基準に適合しない部分の整備や継続検査の申請をするために運行の用に供することが許容される（同条4項）。

そして、国土交通大臣は、軽自動車検査協会に上記の各条項に規定する自動車の検査に関する事務であって軽自動車に係るものを行わせるものとされており（道路運送車両法74条の3第1項）、その場合には、上記各条項は、それぞれ「国土交通大臣」とあるのを「軽自動車検査協会」と読み替えて適用される（同法74条の4）。

- (2) 保安基準18条8項によれば、自動車の車体の後面には、最大積載量を表示しなければならないとされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年10月18日、車台番号「a」の軽自動車（本件車両）について、処分庁による中古新規検査を受け、保安基準に適合するとして、自動車検査証（有効期間の満了する日は、平成30年10月17日）を交付された。

（中古新規検査時の軽自動車検査票（平成28年10月18日付け）、限定自動車検査証（平成30年9月20日付け））

- (2) 審査請求人は、平成30年9月20日、本件車両について、処分庁による継続検査を受けたところ、処分庁は、「車枠・車体」の「最大積載量」の「表示」が保安基準に適合していないとして、審査請求人に対し、上記(1)の自動車検査証を返付せず、限定自動車検査証（有効期間の満了する日は、同年10月4日。以下「本件限定自動車検査証」という。）を交

付した（本件処分）。

（限定自動車検査証（平成30年9月20日付け）、継続検査時の軽自動車検査票（平成30年9月20日付け））

- (3) 審査請求人は、平成30年10月2日、審査庁に対し、「限定自動車検査証発行の取消および限定でない自動車検査証の平成30年9月20日に遡及しての発行を行う。限定自動車検査証の回収や限定でない自動車検査証の送付等に係る費用および事務は軽自動車検査協会が負担する」との裁決を求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、平成31年3月4日、当審査会に対し、本件審査請求のうち、本件限定自動車検査証の発行の取消し及び限定でない自動車検査証の発行を求める部分について、棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁から、本件車両を対象に本件限定自動車検査証を交付する処分を受けたため、本件限定自動車検査証の発行の取消し及び限定でない自動車検査証を継続検査が実施された平成30年9月20日に遡及して発行することを求める。以下の理由から、本件処分は不合理である。

- (1) 平成28年の中古新規検査において、検査担当者はニュートンを単位とする表示を認めており、本件処分を行ったことは組織としての継続性・同一性を欠き、不当である。
- (2) 道路運送車両法40条1項3号は「車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）」と規定しているから、「最大積載量」は重量、つまり力であり、質量ではない。保安基準18条8項は、最大積載量の単位についての限定はない。また、計量法（平成4年法律第51号）3条は、力の計量単位はニュートンであると規定しているから、本件車両の車体後面の表示は保安基準に違反しない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年の中古新規検査における取扱いを主張するが、過去の検査結果いかににかかわらず、現行の法令に基づき、最大積載量の単

位をどう解すべきか判断すべきと考える。

2 平成4年の計量法改正に伴う保安基準の改正において、車両総重量、最大積載量等については、引き続き質量を表すとする趣旨で、単位を「キログラム」のままとしており、自動車検査証において最大積載量は「k g」で表記するとされている。したがって、保安基準18条8項は、自動車の車体後面に表示する最大積載量の単位を規定していないものの、最大積載量は質量を意味すると解され、そして、同項が、貨物自動車等に荷物を積載するに当たって、簡易に最大積載量を確認し、過積載とならぬよう自動車の安全を確保すること等を目的としていると解されることに照らしても、最大積載量を容易に把握でき、社会に広く重さを示す単位として用いられているキログラムを用いることが相当である。以上により、最大積載量は質量を示すと解されるから、計量法の観点からも、自動車の車体後面に表示する最大積載量は「k g」を用いることが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成31年3月4日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年4月19日、同月23日、令和元年5月10日、同月17日及び同月31日の計5回の調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年11月2日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、自動車局審査・リコール課不具合情報調査推進室長であるPを指名し、同日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年11月7日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同月28日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年11月27日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係書面を提出した。審理員は、同月30日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年12月21日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年12月17日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成31年2月5日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨の通知とともに、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出す

る予定時期が同月12日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成31年2月12日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件は、審査請求人が、自身が所有する軽自動車（本件車両）に係る自動車検査証の有効期間の満了後も本件車両を使用しようとして、処分庁（軽自動車検査協会）の行う継続検査を受けたところ、処分庁が、本件車両は車体後面の最大積載量の表示がキログラムではなくニュートンを単位としているから保安基準に適合しないとして、審査請求人に対し、当該自動車検査証を返付せず、本件限定自動車検査証を交付した（本件処分）ものである。これに対し、審査請求人は、本件限定自動車検査証の交付の取消し及び限定でない自動車検査証の交付を求めて本件審査請求をしたのであるが、本件においてされた処分及び本件審査請求の対象をどのように捉えるかが、処分の適法性、妥当性を審査する前提となるから、当審査会は、審査庁に対し、これらについてどのように整理するか説明を求めた。審査庁の回答の要旨は以下のとおりである（令和元年5月16日付け審査庁主張書面）。

ア 軽自動車の使用者は、当該軽自動車が保安基準に適合すると認められ、自動車検査証に有効期間を記入して、返付される（道路運送車両法62条2項前段）ことにより、引き続き当該軽自動車を使用することができるという利益を付与されることを求めて、継続検査の申請を行う。

イ 軽自動車検査協会は、この申請に対する応答として、①継続検査の結果が保安基準に適合する場合には、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを使用者に返付する（道路運送車両法62条2項前段）との処分を行い、②継続検査の結果が保安基準に適合しない場合には、i) 当該自動車検査証を使用者に返付しない（同項後段）との処分をするか、ii) 当該軽自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を交付する（同法71条の2第1項）との処分を行うこととされている。

ウ 軽自動車検査協会が、限定自動車検査証を交付することには、当然に、自動車検査証を返付しないことも含意されているから、前者の処分がさ

れる場合には、一体として後者の処分がされ、その旨使用者に明らかにして通知したことになる。このように、限定自動車検査証を交付するという処分と自動車検査証を返付しないという処分は、一体の処分（例えていえば、表裏一体の関係にある処分）として行われているから、これらに対する審査請求に対しては、一体の処分と捉えて判断すべきである。

上記審査庁の説明は、要すれば、本件では、道路運送車両法の適用上、限定自動車検査証を交付する処分と自動車検査証を返付しない処分の2つの処分がされているが、審査請求の処理においては、両者を一体と捉えて判断すべきとするものである。そこで本件の限定自動車検査証の様式をみると、「限定自動車検査証（その2）」において「保安基準に適合しない部分」に印が付されることになっているから、限定自動車検査証の交付という処分に保安基準に適合しないとする判断が含まれていて、被処分者に通知されたとみることができる。いずれにしても、本件について、審査請求人は保安基準に適合しないことを争っていて、この点、審査庁の上記説明によっても異なるところはないから、以下検討を進める。

- (2) 審査請求人は、上記第1の3のとおり、道路運送車両法40条3号は「車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）」と規定しているから、「最大積載量」は重量、つまり力であり、質量ではないとし、力の単位であるニュートンで最大積載量を表示した本件車両は保安基準に適合すると主張する。

そこで検討すると、保安基準53条で、「最大積載量」は、告示で定める基準に基づき算出される範囲内で積載することができる「物品の積載量」の最大のもので規定されているから、積載量は、自動車の荷台に積載する物品の重さ（質量）とすることができる。そして、保安基準では、最大積載量の単位をトンで表示している（8条4項1号）。保安基準が自動車の車体後面に最大積載量を表示することを義務付けている趣旨は、それによって貨物自動車等に荷物を積載する際に簡易に最大積載量を確認することを可能とし、過積載等の過度な荷重によって自動車の安全性を阻害することを防止するためであるとする審査庁の説明は、特段不合理とはいえず、その観点からしても、最大積載量は質量というべきである。実際に、保安基準4条及び8条では、車両総重量の単位をトンとしており、また日常的にも、重量は質量（トン、キログラム等）と同義に用いられている（「広辞苑（第7版）」）。

以上によれば、保安基準は最大積載量の単位をトン（又はキログラム）としており、これによらない表示を保安基準に適合しないとするのは特段不合理とはいえず、最大積載量は力であるからニュートンで表示した本件車両は保安基準に適合するとする審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は、過去の検査においてニュートンを単位とする表示を認めていたと主張するが、本件処分に係る上記判断を左右するものではない。

3 付言

行政庁の処分に不服がある場合には、審査請求をすることができ（行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条）、その旨処分の相手方に教示することが義務付けられているが（同法82条）、本件において、国土交通大臣に審査請求をすることができる旨の教示はされていなかった。教示は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられる旨を教える極めて重要な制度である。それにもかかわらず、本件のように、自動車検査に関わる処分において、実務運用上、教示の実施が徹底されていないとすれば改善が必要である。本件では、限定自動車検査証の交付によって行政庁の意思が被処分者に示されているから、その交付に併せて教示を実施することを徹底するなど、審査庁において、今後の処分に当たって教示が適切に行われるよう、部内等に周知徹底を図るべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹